

● 寄附の手続き

1 寄附の申し込み

役場総務課に電話・ファクシミリ・電子メール等でご連絡ください。寄附申出書をお送りします。

2 寄附申出書への記入・提出

お送りした寄附申出書に必要な事項を記入の上、役場総務課にお持ちいただくか郵送してください。

3 寄附

寄附金の納入は、役場から送付する納付書又は、現金書留で送金していただくか、役場総務課へ直接持参してください。

いずれの場合でも領収書が発行されますので、大切に保管してください。確定申告で控除を受ける際に必要です。

※確定申告（または住民税申告）をされないと控除を受けることができませんのでご注意ください。

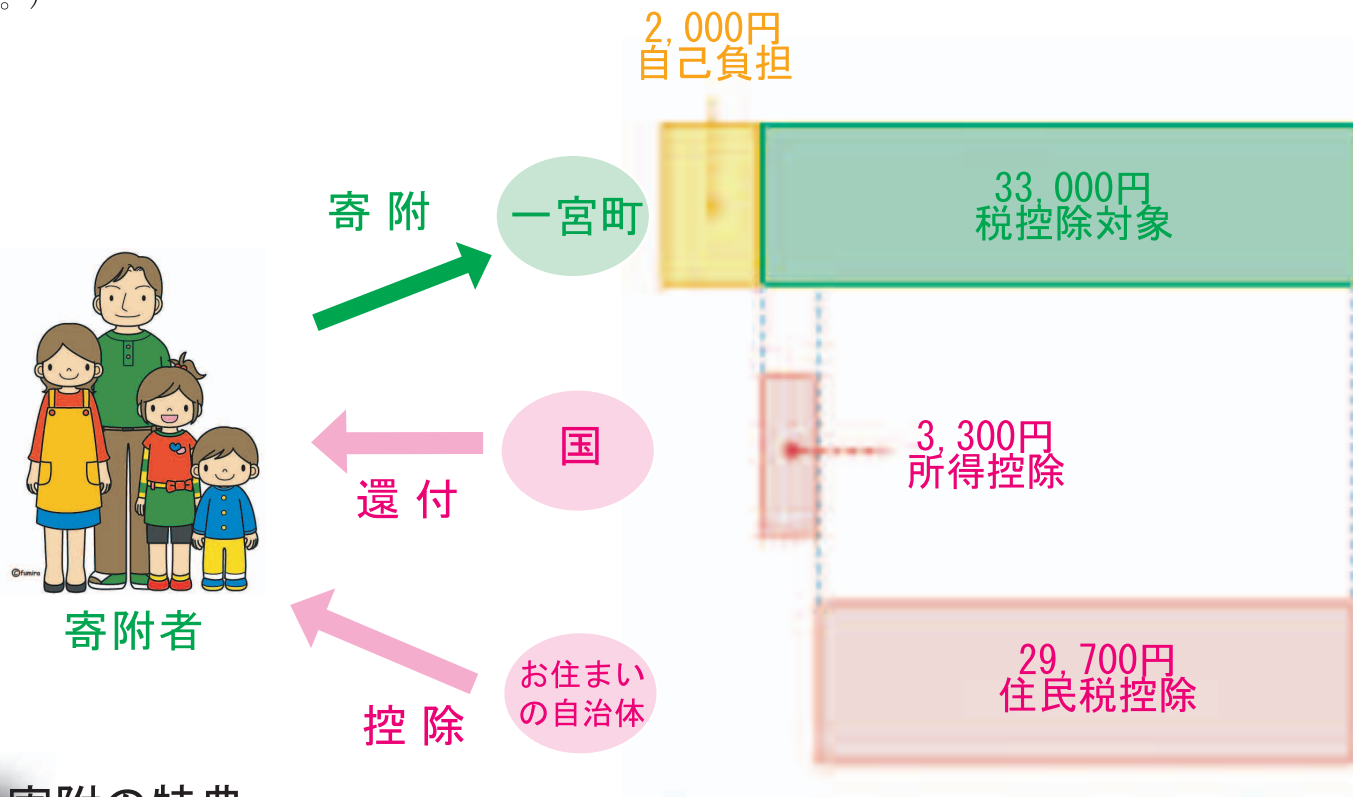
● 控除額の計算方法

地方公共団体に対して寄附を行った場合、2,000円を超える部分について、通常の所得税や住民税の寄附金控除のほか、住民所得割額の10%を上限として、住民税の特例控除が行われます。

※税を新たに納めるものではなく、地方公共団体に寄附した場合、所得税・住民税から一定の寄附金控除が行われるものです。

● 寄附金控除の事例

年収700万円、妻と子供2人の4人家族で住民税所得割額が303,000円の方が35,000円寄附した場合（寄附をされる方の所得や扶養状況、寄附金の額などによって様々なケースがあります。詳しくは、お問合せください。）



● 寄附の特典

町外にお住まいの方で10,000円以上のご寄附を頂いた方には、マスクメロン、トマト、梨など一宮町の特産品をお贈りします。

お問い合わせ

一宮町役場総務課企画財政グループ
TEL0475-42-2112 FAX0475-42-2465
kizai@town.ichinomiya.chiba.jp

ご注意！

ふるさと納税寄附金を装った振り込め詐欺にご注意ください。役場から寄附を勧誘するような連絡をすることはありません。また、銀行などのATMから振込みを依頼することはありません。